

船舶事故調査報告書

平成22年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年8月4日 09時30分ごろ本船上で船長が発見された。）
発生場所	北海道木古内町 ^{きこないちようきつかり} 札刈漁港南西方沖 札刈港南防波堤灯台から真方位213° 1.05海里付近（概位 北緯41° 41.1′ 東経141° 28.1′）
事故調査の経過	平成21年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第8 ^{ほうりょう} 豊漁丸、2.4トン HK3-115022（漁船登録番号）、個人所有 8.85m(Lr)×2.57m×0.60m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、平成元年6月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月8日 免許証交付日 平成21年7月2日 (平成27年6月20日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年8月4日05時00分ごろ、船長1人が乗り組み、ほたて養殖施設にブイを取り付ける目的で、札刈漁港を出港し、同漁港南西方沖のほたて養殖場に向かった。 別のほたて養殖場で作業を行っていた僚船船長は、札刈港南防波堤灯台から213° 1.05海里付近でずっと動かない本船を見て不審に思い、09時30分ごろ本船に近づいたところ、本船の左舷前部に設置された巻揚げウインチ前方のガイドローラーに上体をうつ伏せにして乗り上げ、同ウインチの縦型のドラムに右腕をロープとともに巻き込まれて動かない船長を発見し、漁業協同組合に連絡した。 船長は、僚船によって札刈漁港に搬送され、漁業協同組合が手配した救急車で病院に移送されたが、死亡が確認された。 死因は、右胸部を強打したことによる肺挫傷であった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：平穏

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>ほたて養殖施設にブイを取り付ける作業は、ロープに取り付けたフックを水中にある養殖施設の幹縄に引っ掛け、これを巻揚げウインチを使って船上に引き揚げ、幹縄に球形ブイを取り付けるものであった。</p> <p>巻揚げウインチのすぐ前方には、同ウインチのドラムにロープを導くためのステンレス製ガイドが左舷側まで延び、ガイド上の先端部及びウインチのドラム至近にガイドローラーがあった。</p> <p>船長は、作業上着、合羽のズボン、長靴及びゴム手袋を着用していた。</p> <p>僚船が近づいたとき、本船は、機関が中立運転状態で、巻揚げウインチの操作レバーが運転状態の位置にあったが、同ウインチのドラムは停止しており、先端にフックのついたロープがガイド及びガイドローラーを通過して巻揚げウインチに導かれていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>死因は、右胸部を強打したことによる肺挫傷であった。</p> <p>本船は、札川漁港南西方沖において、ほたて養殖施設の幹縄の引き揚げ作業中、船長が、ゴム手袋を着けた右手から右腕をロープとともに巻揚げウインチのドラムに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>船長は、巻揚げウインチのドラムに巻き込まれたため、同ドラムの回転によって、同ウインチ前方のロープ用ガイドローラーに右胸部を強打した可能性があると考えられる。</p> <p>船長が右腕を巻揚げウインチに巻き込まれた状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が札川漁港南西方沖において、ほたて養殖施設の幹縄の引き揚げ作業中、船長が右腕をロープとともに巻揚げウインチのドラムに巻き込まれたため、同ウインチ前方のガイドローラーで右胸部を強打したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	